

業務指示書

パレスチナ日本初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2016年9月21日 12時 まで

問合せ先： 調達部 契約第一課 九野 優子 Kuno.Yuko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2016年9月26日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(外国法人は登記簿写を提出してください。)

() 法人格を有するが日本国で施行されている法令に基づき登記されていない法人であること
() 法人格を有しない

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全での業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：理数科教育に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／理数科教育）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：理数科教育に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中東地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 算数・数学教育】

- 1) 類似業務の経験：算数・数学教育に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中東地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 理科教育】

- 1) 類似業務の経験：理科教育に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中東地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月3日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

戦争特約保険

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、回国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ILS1 = 27.0019 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期：10月7日(金) ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所：JICA本部(麴町) 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/理数科教育
算数・数学教育
理科教育

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

31.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月18日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
パレスチナ日本初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/理数科教育	(24.00)	()
ア) 類似業務の経験	9.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	2.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 算数・数学教育	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 理科教育	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

パレスチナ自治区（以下、「パレスチナ」）は、1994年の自治政府樹立後、紛争影響地域としての政治的特殊性・脆弱性を抱えつつも人的資源開発を重視した国家開発に取り組んでいる。

教育に関しては、自治政府による初等教育（1-9学年）普及振興策が功を奏し、2013年には初等教育の総就学率95%とアラブ諸国平均と同等レベルのアクセスを達成した。他方、質的側面では、現行カリキュラムがカバーする学習範囲・分量が多いため、1年間の授業時間枠内に教授内容が収まらないなど、現場で指導する教員にとって負担となっている（世界銀行:2006）。また、理系人材を育成したいという政府の意向を反映し、現行カリキュラムでは、初等教育（1-9学年）のうち5学年からTechnologyが必須科目として加わったが、中等教育（10学年）進学時に理系を選択する生徒は2割弱のまま推移している。

これらの課題に対し、理数科を含む初等教育のカリキュラムと教科書、教員指導力の整合性を高め、生徒の学習達成度（特に思考力、問題解決スキルなど）を高める必要性が指摘されている（世界銀行:2006、UNESCO:2013）。

「パレスチナ自治政府開発計画2014-2016」において、重点分野である「社会保護及び開発」の中に、「労働市場や社会のニーズにリンクし、科学および学術的進歩に寄与する、質が高く差別のない初中等教育、高等教育、職業教育・訓練システムの確立」が目標として掲げられている。また、「教育開発戦略計画2014-2019」は、「高い質及び平等性を有する21世紀の適切な教育サービスを提供することができる、成果主義・生徒中心型・インクルーシブ教育の理念に基づいた教育システムを開発すること」をビジョンとし、アクセス、教育の質、マネジメントの改善を柱とした戦略が設定されている。質の向上に向けた生徒中心型教育促進を実現するため、カリキュラム・教科書開発が必要な戦略として認識されている。

このような状況を受け、JICAは理数科における改訂教科書およびその他関連教材の質の向上を目的とした「パレスチナ日本初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）の詳細計画策定調査を2014年6月から2016年5月にかけて4度行い、2016年8月にパレスチナ教育・高等教育省との間でR/D（Record of Discussions）を締結した。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

パレスチナ日本初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト

（2）プロジェクト期間

2016年11月～2018年10月

（3）上位目標

授業における教員の指導と生徒の学習が改善される。

（4）プロジェクト目標

理数科の教科書および関連教材の質が向上する。

（5）期待される成果

<成果1>

理数科の教科書および関連教材の開発・改訂にかかるコーディネーター¹および執筆者の知識と技能が向上する。

<成果2>

理数科の教科書および関連教材の開発・改訂に関する参考資料集が開発される。

(6) 活動の概要

成果1に関する活動	1-1. 1学年～9学年の数学と理科のドラフト教科書のレビューを行い、改訂への提案を行う。 1-2. 教科書執筆者会議を開催し、活動1-1で提案された内容を検討する。 1-3. ドラフト教科書を改訂する。 1-4. バリデーション校にてドラフト教科書の検証活動を行う。 1-5. コーディネーターおよび執筆者の能力向上にかかるワークショップを定期的に開催する。 1-6. 教員指導書改訂、中央研修教材開発を含む他の関連活動を実施する。
成果2に関する活動	2-1. カリキュラム・教科書改訂にかかる高官を対象とした本邦研修を実施する。 2-2. 本邦研修で獲得した知見を活用し、カリキュラム・教科書改訂に関する提案を行う。 2-3. 本邦研修で獲得した知見と提案を共有するためのカリキュラム・教科書改訂に関するワークショップを実施する。 2-4. 活動1-5および活動2-3で実施されるワークショップで共有される知見やコメントを集結した現行および今後のカリキュラム・教科書改訂に活用できる参考資料集を開発する。

(7) 対象地域

西岸地区およびガザ地区（ただし専門家自身がガザ地区に行くことは想定されていない。基本的にはテレビ会議等を通じた支援を想定）

(8) 関係官庁・機関

- ア) 教育・高等教育省 カリキュラム開発局（カリキュラム・教科書開発および改訂を担当）
- イ) 教育・高等教育省 視学局（理科および数学サブジェクトチームの構成員）
- ウ) 教具の供与対象となるバリデーション校およびモデル校 理数科教員

3. 業務の目的

「パレスチナ日本初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、パレスチナ教育・高等教育省とJICAとの間で2016年8月に締結したR/Dに基づいて実施される「パレスチナ日本初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

¹ コーディネーターとは各サブジェクトチームの取り纏めの実施と行うカリキュラム開発局職員のことである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトの基本的考え方

本プロジェクトは、2019年までに1学年から12学年のすべての教科書の教科書開発を行うパレスチナ側主体の作業工程に対して、部分的に側面から助言等の支援を行い、同時に、関係者の能力強化を図ることを主な目的とする。

(2) 中長期的な協力と本プロジェクトの位置づけ

本案件は、パレスチナに対するJICAにとっての初めての教育分野の技術協力プロジェクトとなる。当初大きな規模での支援を行う計画であったが、パレスチナ側の方針変更等のため、2014年時に合意した大規模の案件はその後縮小され、4度の詳細計画策定調査を経て、本プロジェクトの構成になった。

JICAとして、教育分野における対パレスチナ協力については本案件に留まらず中長期程な支援を検討している。そのため、本案件は今後の対パレスチナJICA教育協力の「助走」期間という位置づけでもあり、より大きな成果の発現を支援する本案件以降の案件形成のために必要な情報収集および関係構築を行う役割も担っている。

(3) 業務範囲について

本プロジェクトでは、短期間に複数のコンポーネント（異なる学年帯、異なる作業プロセス）が同時並行的に進められるパレスチナ側の教科書開発プロセスに対する部分的支援となるため、専門家の技術的介入の範囲を明確に規定することが難しい。

したがって、R/Dの中に「本プロジェクトはパレスチナ側の教科書開発プロセスの中の一部を支援するものであること」、その中でも「技術支援の優先順位が教科書執筆支援およびバリデーション校²における教科書試行支援に置かれていること」、そのため「他の活動に対する支援については教科書執筆活動および教科書試行活動への支援に比べ頻度が低くなること」など、教科書執筆活動、教科書試行活動と他の活動への支援に関して強弱がある程度明確になるようにした。

締結されたR/Dにおいては、下記の活動が協力の中心的な活動として合意されている。

・1～4学年の第二セメスター用教科書執筆活動への助言およびバリデーション校における教科書試行期間中の授業視察および視察した授業分析に基づく教科書改善のための提案書作成

・5～9学年の第一セメスターと第二セメスター用教科書執筆活動への助言およびバリデーション校における教科書試行期間中の授業視察および視察した授業分析に基づく教科書改善のための提案書作成

その他、1) 試行の前に行われる試行用教科書の導入研修資料作成への支援、2) 試行から得られた試行用教科書の改善案を基に行う教科書の改訂作業への支援、3) 教師用ガイド作成に対する支援、4) バリデーション校およびモデル校³における供与教具の使い方研修支援等があるが、先述したように、本プロジェクトでは教科書執筆活動への支援を中心に行うため、それ以外の活動に対しては、派遣期間中の状況に応じて、可能な範囲で対応することとしている。

教師用指導書開発、教科書導入研修教材など、開発プロセスのその他の作業に関しても部分的に関与し、助言活動を行うこととなっている。

また、関係者の能力開発および将来の教科書開発に役立てられるノウハウを蓄積するために、

² バリデーション校とは教科書試行活動の際に日本人専門家も参加し、授業を観察し、理数科教科書改訂に必要なフィードバックを行う学校のことであり、専門家の活動可能な範囲を考慮し、バリデーション校は5校程度と想定する。

³ モデル校とは理数科の改訂教科書を利用し授業を実施するために必要な教具が供与される学校のことであり、モデル校の数は現時点では5校と想定しているが、バリデーション校、モデル校、両方の最終的な学校数および選定方法については専門家派遣後に先方政府と協議のうえ、決定を行う。

上記の活動を経て得られた経験や教訓をまとめるためのワークショップを定期的に開催し、最終的には今後のカリキュラム・教科書改訂に活用できる参考資料集をC/Pと共同で作成を行う。

なお、本プロジェクト開始時に行うワークプラン作成後、より詳細な作業計画をC/Pに説明のうえ、合意する必要がある。

(4) PDMの構成について

第三次詳細計画策定時には、本プロジェクトの主たる目的を関係者の能力開発に置き、中心となる活動を現地において日本人専門家が実施する研修（ワークショップ）と本邦研修とすることが合意されていたが、第四次詳細計画策定調査にてパレスチナ側が望んでいることが、実際の教科書作成作業に直結するコンサルテーションや技術的助言であることが判明した。そのため、本プロジェクトの構成を、現地における教科書作成作業に対するコンサルテーション・助言活動を中心とした活動に変更した。

上述の経緯から第4次詳細計画策定調査前までのPDM案は、関係者と関係組織の能力強化を成果とするPDMとして整理していたが、プロジェクトの中心的活動が技術的コンサルテーション・助言活動中心になったため、本案件の直接の成果としては教科書などの教材の質の向上となるが、能力強化も成果として支援することとした。

また、本プロジェクトでは、教科書執筆に対する技術支援を中心とするため、教科書試行活動等のそれ以外の活動についてもある程度のインプットを想定しているものの、改訂教科書の質を担保するために十分なだけのインプットを行うことは想定されていない。このような背景から、プロジェクト目標の指標としては、第一ドラフトとの比較において教科書に何らかの改善が見られることを定性的に評価することとした。

(5) 対象学年について

プロジェクトで対象とする学年は原則として、1～9学年とする。

対象外となる10～12学年では教科数が増え、教科内容も高度となるため、各科目の教科知識を持った専門家の確保が困難となること、派遣する専門家の数が増えること等から、限られた期間および予算で資源を集中させ効果的な支援を行うために、本プロジェクトでは1～9学年を中心に支援することとする。なお、10～12学年に関しては1～9学年の作業から得られた教訓や執筆にあたっての留意事項など、科目に関係なく重要となる共通事項についてのみ執筆者に対するワークショップを行い、10～12学年教科書改訂にかかる様々なプロセスでも適用できるように支援を行う必要がある。

(6) 教具の供与

理数科授業実施に必要な教具をバリデーション校およびモデル校へ供与することが、日本側投入の一つとしてR/Dで合意された。供与される教具は改訂教科書を利用し、理数科授業を実施する上で必要となる教具に限定する。なお、バリデーション校と一般校の物的環境条件が大きく異なることにより改訂教科書試行活動に影響が及ばないようにするために、バリデーション校への教具の供与はすべての改訂教科書試行活動が終了してから実施する。

現時点では供与対象予定となる10校（バリデーション校5校、モデル校5校）に対して、全体合計で1,000万円を上限に教具の提供を想定している。しかし、供与対象となる教具の具体的なリスト作成および対象校の数に関しては、C/Pの提案をコンサルタントが必要性、妥当性と本プロジェクトの協力内容との関連性の観点から精査し、リストおよび学校数の最終化を行う。なお、教具の供与に関する費用は一般業務費の消耗品としての計上とすること。なお、教具の金額次第では供与機材となる可能性もある。

また、供与した教具を現場の教員が活用するための研修に対する支援も行う。研修に係る、研

修教材の印刷費、食事代、研修期間中の交通費等については JICA が負担する。コンサルタントは研修の企画、運営、実施を C/P と共同で行い、研修が適切に行われるような支援を行う。なお、授業内で使われる教具、実験器具等の活用に関してはコンサルタント自身が必要に応じて、講師として研修を実施することも可能とする。研修の対象としては各供与対象校の理数科教員を想定する。また、研修は供与した際に一度のみ行う予定である。研修は教具を実際に使って指導する供与対象のバリデーション校およびモデル校の理数科の教員（全体で 50 名が研修対象と想定）を対象とする。

(7) ベースライン・エンドライン調査

ベースライン及びエンドライン調査を行い、改訂される教科書及び日本側の投入の効果を測る。コンサルタントは、ベースライン調査、実施中のモニタリング及びエンドライン調査を踏まえて、本案件を通しての変化やインパクト等を分析できるためのエビデンスを集める。また、本プロジェクトでは授業観察シートを通して、プロジェクトの上位目標の達成度合いを分析・確認することとなっている。授業観察シートについては、C/P が既に使用しているものを基に、プロジェクトの成果を図れるものへの改訂の提案および改訂内容の説明を行う。その後、C/P と共同で授業観察を行い、改訂されたシート内の項目の確認を行う。視察および確認は 5 校程度を想定しており、専門家費用としては交通費程度を想定しているため、高額なコストにはなり得ないと考える。当シートを利用し、ベースライン調査およびエンドライン調査を実施することを想定しているが、調査の実施方法については柔軟に変更することを可能とする。なお、C/P が既に実施している仕組みを利用した調査になるため、再委託に関しては想定していない。

(8) パレスチナ側のリクエストへの対応

本プロジェクトでは前述の通り教科書・カリキュラム改訂支援を中心とした協力を行う予定である。パレスチナ側は支援ニーズが高く、プロジェクト期間中にも多様なリクエストをなされる可能性があるが、本プロジェクトのプロジェクト目標および上位目標達成に照らして必要な投入であれば、リクエストに対して機構と協議のうえ、柔軟に検討する。

(9) 開発された教科書の質に対する責任について

本プロジェクトは教科書開発プロセス全体へ関与するものではなく、執筆活動へのコンサルテーションを中心に試用教科書を基に実施される授業の観察および評価、教師指導書開発への助言等を行っていくものである。3 年間で第 1~12 学年の全学年分の全教科の教科書を改訂するパレスチナ側の計画では、日本側として質の管理に十分に時間をかけられないこと、また、日本側投入がプロセス全体の一部のみへの関与であることから、開発された教科書等の質に対しては、パレスチナ側が全責任を負う形とすることについて合意を得ている。

(10) 他国事例からの学びの共有

コンサルタントは本プロジェクトにおいて、教科書・カリキュラム改訂に関する日本を含む他国での経験や教訓をパレスチナ側に共有し、プロジェクト成果の拡大に向けた学びの共有を積極的に行うこととする。

(11) ジェンダー/平和構築配慮

本プロジェクトでは、ジェンダー/平和構築の視点にも十分配慮し、プロジェクトが男女/地域格差を助長することがないように留意する。特に教材作成時にはジェンダー平等や政治的過激思想の排除に配慮した内容とすることに留意する。

(12) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性について、適宜機構に提言することが求められる。

機構は、これら提言について検討し、適宜必要な処置（C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

(13) 広報

本協力の意義、活動内容とその成果をパレスチナ・日本両方の人々に正しく理解してもらえよう、低コストかつ効果的な広報に努めること。

6. 業務の内容

本業務では以下の業務（活動）を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていない）。想定される業務の工程は R/D に添付の PO（Plan of Operation）のとおりであるが、より適切な工程がある場合にはプロポーザルに含めて提案すること。

(1) ワークプラン（ドラフト）の作成

本指示書配布資料、及びその他の日本国内で入手可能な資料情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法（技術移転の手法及び援助協調を含む）、項目と内容、実施体制、並びにスケジュール等を検討する。JICA 人間開発部の承認後、ワークプラン（ドラフト）としてとりまとめる。

(2) ワークプランの説明・協議

教育・高等教育省の C/P にワークプラン（ドラフト）について説明・協議し、パレスチナ側の了解を得る。また、パレスチナ側との協議結果は別途協議議事録として取りまとめる。

なお、現地でのワークプランの説明・協議を通して、パレスチナ側の関係者と役割分担や負担事項等を確認し、最終的に確定させることをとする。

(3) 成果 1 に関する活動

教育・高等教育省、カリキュラム開発局の計画では 1~4 学年、5~9 学年、10~12 学年として 3 つのグループに分けて、2016 年~2019 年の 3 年にかけて、教科書改訂を行う予定である。コンサルタントは 1~9 学年の数学および理科の教科書をレビューしたうえで、教科書改訂のためのサブジェクトチーム（数学、理科）で定期的に行われるコーディネーターや執筆者が出席する編集会議に参加し、提言や助言を行う。ドラフト教科書が改訂され、バリデーション校にて検証活動を行う際にはバリデーション校での授業視察および視察した授業分析に基づく教科書改善のための提案書を作成し、コーディネーターと執筆者を中心に共有し、協議のうえ改訂教科書に反映されるように取り組む。

また、執筆活動および教科書試行活動以外でも教師用指導書開発、教科書導入研修教材作成、供与教具の研修実施支援など、開発プロセスのその他の作業に関しても部分的に関与し、助言を行う。

本プロジェクトでは執筆活動を中心とした教科書開発プロセスに対してコンサルテーションを通して支援するのみでなく、執筆に関わるサブジェクトチームメンバーを中心に各派遣期間内で

ワークショップ（研修）（計4回、各回参加者25程度を想定）を通じて教科書改訂プロセスにおける各工程（活動）の振り返りを行い、各工程における課題や解決法を取り纏め、カウンターパート機関の関係者が教科書改訂プロセスを体系的に理解するための能力開発を目的とする支援も行う。コンサルタントは、各派遣時の改訂プロセスにおける課題を分析して得られた教訓を集約し、直接裨益者の能力強化と先方の教科書改訂プロセスを強化するための提案書を、最終派遣時期までに作成することとなっている。そのため、コンサルタントは毎回の派遣期間の最後にカリキュラム開発局や各サブプロジェクトチーム等との協議および活動を通して得られた知見、気づき、教訓をワークショップ方式でコーディネーター、執筆者等に共有と議論を行い、各関係者のコメントやノウハウをまとめ、教育・高等教育省の関係者／関係部局への発信を行う。

成果1に関する活動	<p>1-1.1 学年～9 学年の数学と理科のドラフト教科書のレビューを行い、改訂への提案を行う。</p> <p>1-2. 教科書執筆者会議を開催し、活動 1-1 で提案された内容を検討する。</p> <p>1-3. ドラフト教科書を改訂する。</p> <p>1-4. 検証校にてドラフト教科書の検証活動を行う。</p> <p>1-5. コーディネーターおよび執筆者の能力向上にかかるワークショップを定期的開催する。</p> <p>1-6. 教員指導書改訂、中央研修教材開発を含む他の関連活動を実施する。</p>
-----------	--

（4）成果2に関する活動

本プロジェクトでは現行の教科書の執筆活動や教科書試行活動への支援のみでなく、カウンターパート機関の関係者が教科書改訂プロセスを体系的に理解し、今後のカリキュラム・教科書改訂に必要となる知見を獲得できるための体系的な学習支援を行う必要がある。

教育・高等教育省の高官を中心とした国別研修（本邦研修）を実施し、カリキュラム・教科書改訂全体のプロセス理解と現行のプロセスや今後のプロセスに活用できる知見を蓄積し、それをパレスチナの関係者へ共有してもらう必要がある。また、体系的学習支援に向けた参考資料集を開発し、今後のカリキュラム・教科書改訂に活用してもらうためのワークショップをコンサルタントの最終派遣時期に開催する。参考資料集にはプロジェクト期間中、定期的に行われるワークショップで出されたコメントや教訓に関する包括的に議論および検討を行い、まとめたものを取り入れる。なお、プロジェクト期間内で実施するワークショップの詳細については別紙を参照すること。

成果2に関する活動	<p>2-1. カリキュラム・教科書改訂にかかる高官を対象とした本邦研修を実施する。</p> <p>2-2. 本邦研修で獲得した知見を活用し、カリキュラム・教科書改訂に関する提案を行う。</p> <p>2-3. 本邦研修で獲得した知見と提案を共有するためのカリキュラム・教科書改訂に関するワークショップを実施する。</p> <p>2-4. 活動 1-5 および活動 2-3 で実施されるワークショップで共有される知見やコメントを集結した現行および今後のカリキュラム・教科書改訂に活用できる参考資料集を開発する。</p>
-----------	---

（5）今後の協力に係る情報収集調査の実施

本プロジェクトは今後の対パレスチナ JICA 教育協力の「助走」期間という位置づけでもあり、より大きな成果発現に向けた本プロジェクト以降の案件形成のために必要な情報収集を案件実施中、行う必要がある。業務を実施するうえで、C/P との関係強化し、先方の教育セクターの課題およびニーズについての最新の全体像把握のための情報を中心に調査を実施する。調査時期については JICA と協議のうえ、決定し、実施する。調査内容としても大規模の調査を想定しておらず、業務を実施する際に CP 等から得られた情報を日本人専門家や現地プロジェクトスタッフが整理し、JICA へ報告する形のものとする。なお、必要に応じ、ローカルコンサルタントへの再委託については、可能とする。

(6) モニタリングシートの作成

JICA はプロジェクト期間中、6 か月に一度の定期モニタリングを実施している。本プロジェクト実施期間中に計 3 回、C/P と共同して JICA 人間開発部から提供される Monitoring Sheet (Ver. 0) を使用し、JICA パレスチナ事務所に提出すること。モニタリングに際して、コンサルタントは業務に関連した資料等を整理・提供する。また、作成時期までの活動の進捗状況とそれに伴うプロジェクト目標及び成果の達成状況、プロジェクト実施にあたり工夫した結果、ポジティブな成果を得られた事項や残りの活動を実施する際に改善・留意すべき点を中心に取りまとめること。

なお、提出時期については、業務工程を踏まえて以下「7. 成果品等 (1) 報告書等」に記載の時期を想定しているが、プロポーザルでより適切な業務の工程を提案する場合には、併せてモニタリングシート (全 3 回) の適切な提出時期も提案すること。

(7) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。

(8) 合同調整委員会 (JCC) の開催および出席、報告

本プロジェクトでは合同調整委員会を設置する。複数の関係機関が関与することから、情報共有を密にするために同委員会は原則年 1 回開催し、プロジェクトの年間計画の策定、進捗確認、重要事項の決定等を行う。プロジェクト開始半年以内に第 1 回 JCC を開催し、Plan of Operation 確定等を行うほか、各年の教科書開発終了時点をめどに年 1 回の進捗確認等を行う。コンサルタントは進捗報告、議題に関する資料を作成の上 JCC に出席すること。なお、確認すべき重要事項が発生した場合、適宜、JCC を追加的に開催し、関係者間で調整および合意することができる。

(9) 広報

本協力の意義、活動内容とその成果をパレスチナ・日本両方の人々の理解促進のため、協力活動の進捗状況及び成果等を広報する。

(10) JICA が実施する調査に対する協力

コンサルタントは、技術移転の成果及び目標達成度、業務実績等の情報提供等を通じ、JICA が実施を予定する以下の調査に協力すること。

- ・運営指導調査 (2018年4月頃)

(11) 国別研修

本プロジェクト期間中に一度 (7 日~10 日間を目安として想定) の国別研修を予定している。日本から派遣されるコンサルタントは実際に教科書改訂プロセスに関わる執筆者を中心に助言活動を行うが、本邦研修においては、教育省内の管理職、または、高官 5 名~8 名程度を日本へ送り、現教科書改訂プロセスのみならず、今後のカリキュラム・教科書改訂プロセスにも適用できるよう

な知見を共有し、本プロジェクトのよりスムーズな実施と今後の日本の協力への理解の醸成を行うためのプログラム構成が必要となる。なお、見積は10日間の実施を想定して作成すること。

国別研修を実施する場合は2016年度以降の国別研修の内容案について提案し、その経費も契約見積に含める。

なお、国別研修の提案については以下の資料を参照すること。

- コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2016年6月版)

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は業務完了報告書とする。

各報告書等の先方政府への説明に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、それとは別に先方政府関係機関への説明や配布等に使用する部数を確定すること。

レポート名	提出時期	部数等
業務計画書	契約締結後5日以内 (2016年11月上旬)	和文5部 レポートのCD-ROM1部
ワークプラン	業務開始月 (2016年11月中旬)	和文5部、英文要約5部 レポートのCD-ROM1部(和文・英文)
モニタリングシート Ver. 1 Ver. 2 Ver. 3	2017年5月下旬 2017年11月下旬 2018年5月下旬	英文4部 和文要約2部 レポートのCD-ROM1部(和文・英文)
今後の協力に係る情報収集調査報告書	2017年6月下旬	和文3部
参考資料集	最終派遣時 (2017年8月下旬)	和文5部、英文10部 レポートのCD-ROM1部(和文・英文)
業務完了報告書	契約終了時 (2018年10月下旬)	和文5部、英文5部 レポートのCD-ROM1部(和文・英文)

なお、各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントとで協議、確認する。

① ワークプラン記載項目案

- ア) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- イ) プロジェクト実施の基本方針
- ウ) プロジェクト実施の具体的方法
- エ) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- オ) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- カ) 業務フローチャート
- キ) 詳細活動計画
- ク) 要員計画
- ケ) その他必要事項

②プロジェクト業務完了報告書

コンサルタントは、プロジェクト終了までにプロジェクト業務完了報告書を作成し、事前に JICA の承認を得たのち、先方政府並びに関連ドナーへの説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト業務完了報告書を修正の上、JICA が開催する会議でプロジェクト業務完了報告書に基づく最終報告を実施する。

なお、プロジェクト業務完了報告書には最低限以下の項目が含まれる。

ア) プロジェクトの成果

イ) 活動実施スケジュール（実績）

ウ) Plan of Operation に活動実績を記入したもの

エ) 投入実績

オ) 専門家派遣実績（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）

カ) 供与機材実績（リスト、機材到着日・検収確認日、設置場所、利用・管理状況等）

キ) 現地業務費実績（年度毎の金額実績、再委託業務の成果等）

ク) プロジェクト実施運営上の工夫、教訓

ケ) PDM の変遷（PDM を改訂した経緯がある場合）

コ) プロジェクト活動を写した写真（報告書に別途添付し、電子データで納品）

報告書の仕様については以下の通りとする。

ア 報告書（プロジェクト業務完了報告書を除く）についての作成仕様は、A4 版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則として簡易製本とする。

イ 業務完了報告書の印刷仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。ただし、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

ウ 報告書作成にあたっては次の点に留意すること。

a) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。

b) 各報告書のパレスチナ側への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

c) 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。

d) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

(2) 技術協力成果品

以下の成果物について、各年次終了時点までに完成したものを業務完了報告書とともに提出する。なおプロジェクト期間中の活動変更等に応じて、提出する成果物が変更となる可能性に留意する。

①参考資料集

(3) 現地再委託の成果品

現地再委託にて実施した場合、業務結果については、業務完了報告書提出時に現地委託業務報告書を提出する。

(4) 収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA 図書館の定型

様式)を提出する。

- (4) 詳細計画策定調査 討議議事録 (Minutes of Meeting)
- (5) 教育セクター基礎情報収集・確認調査告書

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することができる。その他にも現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

(1) 今後の協力にかかる情報収集調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積り書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. 機材の管理

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。携行機材については、コンサルタントが管理を行い、本案件終了時に JICA と協議し先方実施機関に引き渡すものと JICA パレスチナ事務所 で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

7. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

また、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 安全管理措置を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室、JICA パレスチナ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。また、JICA パレスチナ事務所並びに対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、上記 2 機関と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地の治安状況が不安定であることから、現地に派遣されるコンサルタントに対し戦争保険あるいはこれに相当する保険を付保することとし、その経費を見積ることとする。

8. 一般管理費等率の加算

紛争影響国・地域として定めているパレスチナにおいて実施する業務については、「一般管理費等率」に 10% を加算した値を上限とすることができる。

9. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

10. 複数年度契約

本業務においては、各契約において年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算の必要はない。

以上

